

京都文教短期大学研究倫理指針

京都文教短期大学（以下「本学」という）は、建学精神である仏教精神に基づき、教育研究機関として総合的な学術研究を行うことを通じて社会への貢献並びに文化の発展に寄与することを目的とする。本学の研究者はこの目的を計画的に遂行するために、研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、教育研究の成果を広く社会に発信し還元しなければならない。

このために、本学の研究活動に従事するものに求められる倫理的基準を定める。

（研究者の責務）

- 1 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、いかなる場合にも研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、圏内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
- 4 人を対象とする研究を行う研究者は、ヘルシンキ宣言に則り、人権に配慮しなければならない。

（研究者の態度）

- 1 研究者は、常に自己を研鑽し、自己の専門研究を推し進めるとともに、他分野の専門研究を尊重しなければならない。
- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。
- 3 「障害」や性別、国籍などによる差別やハラスメントの無い良好な人間関係を築かなければならない。
- 4 研究者は、共同研究者が対等な協力者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- 5 研究者は、学生が研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 6 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 7 研究者は、研究遂行中は常に進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過報告ができるよう努めなければならない。

（研究のための情報・データ等の収集）

- 1 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

（説明と承諾）

- 1 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の自発的で明確な同意を得なければならない。
- 2 研究者は、提供者の同意を得ることが難しいと判断される場合は、法的代理人（保護者など）からの同意を得なければならない。
- 3 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も第1項に準じるものとする。

（個人情報保護）

- 1 研究者は、個人情報の取扱いについて、関係法令及び学校法人京都文教学園個人情報の保護に関する規程を遵守し、利用目的の明確化、情報の管理等、適切な取扱いに努めなければならない。
- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、本人の同意なしにこれを他に洩らしてはならない。

（情報・データ等の利用及び管理）

- 1 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐため

に適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれにしたがうものとする。

（機器、材料等の適正使用）

1 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理と適正使用に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残濯物、使用済みの材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

（研究成果発表における責務）

1 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、発表することが要請されている。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないものとするができる。

2 研究者は、他者の研究成果を自己の研究成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重しなければならない。

4 研究者は、研究成果の発表にあたっては、他者の知的財産の侵害、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。

5 研究者は、研究成果の発表にあたっては、適切かつ誤解の生じない引用をしなければならない。

6 不正な行為が生じた場合の調査、審理並びに裁定に係る事項については別に定める。

（研究費の取扱における責務）

1 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令、本学の経理規程、当該研究費の関係規程等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証滋書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の実態を正確に記載しなければならない。

（著者・共著者の考え方）

1 研究成果の発表にあたっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

（他者の業績評価）

1 研究者が、レフリー、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の学問的良心に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（京都文教短期大学の責務）

1 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、本学を本務校とする全ての研究者には研究倫理教育を定期的に受講することを義務付ける。

2 本学は、本指針の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。

3 本学は、研究に関して、本指針に抵触する扱いを受けた者及び本指針に反する行為があることを知った者からの苦情、相談等に対応する。

4 本学は、ハラスメントに関する事項の苦情、相談等を受けた場合、別に定める「京都文教短期大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程」に基づき対応する。

5 本指針の適正な運用の促進のため、京都文教短期大学研究倫理委員会を設置し、審査を申請した研究者の研究計画等を審査する。

6 京都文教短期大学研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

（改廃）

1 この指針を改廃するときは、教学協議会、運営会議及び教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則

この指針は平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 9 月 1 日改正